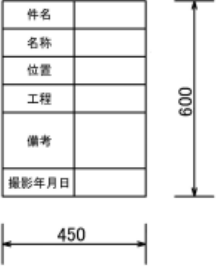


	項 目	特 記 事 項
共通事項	1 適用基準等	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 一宮市契約規則等 2) 賃貸借契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成最新年版) 4) " 建築工事標準詳細図 (平成最新年版) 5) " 建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成最新年版) 6) " 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成最新年版) 7) " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成最新年版) 8) " 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成最新年版) 9) 関係法令及び諸工事基準 10) 電気・ガス等各事業者基準 2. 特記仕様書のなかで、本工事に関係しない項目は、適用しない。 3. 参考図に関する疑義は、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 特記事項について、本工事に関係しない事項は適用しない。
	2. 工事の記録 (工事写真)	1. 着手前 工事の着手に先だち、敷地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を十分な確認・調査の上撮影すること。 2. 工事中 右図に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影・記録すると共に、施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 3. デジタルカメラを使用する場合は監督員と協議した上、必要な文字、数量等の内容が判読できる撮影機材を用いることとし、撮影画像の有効画素数が100万画素程度のものを使用すること。 又、写真の撮り方については本特記仕様書 その他 4項によるほか 「工事写真の撮り方 改訂第2版」(社)公共建築協会 建設大臣官房官庁営繕部監修の建築及び建築設備編によること。 
	3. 電気保安技術者	適用する(工事中電力設備の保安責任者が兼ねる。)
	4. 再資源化施設 への搬出	・ 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 a.コンクリート塊 b.アスファルトコンクリート塊 c.建設発生木材
	5. 施工の検査等	行う。
	6. 化学物質の濃度測定	・ 行う。 ・ 下記の要領で濃度測定を行う。 ① 測定室 遊戯室 事務室 便所 ② 測定事項 上記箇所において下記の事項について、検査を行う。 a.ホルムアルデヒド b.トルエン c.キシレン d.パラジクロロベンゼン e.エチレンベンゼン f.スチレン ③ 測定時期 測定は、全ての工事(設備工事を含む)が終了した後に行う。 ④ 採取 採取は、拡散方式とする。 複数の居室がある場合には、濃度は室温の影響を受けやすいことから、一番室温が高い居室、又は施工(塗装工事等)が一番遅い居室で行う。 ⑤ 測定 測定対象の部屋は、採取前に窓、扉、備え付け品の扉等全てを開き、30分以上十分換気を行う。 測定は、(ア)、(イ)によって行う。 (ア)及び(イ)と相関の高い方法によって行うことも出来る。 (ア)ホルムアルデヒドは、「高速液体クロマトグラフ法」によって行う。 (イ)揮発性有機化合物は、「ガスクロマトグラフ」又は「ガスクロマトグラフィー質量分析法」によって行う。 分析は、公的機関又は計量法(平成14年法律第51号)第107条に定める計量証明事業登録者で実施する。 ⑥ 判定基準(両単位の換算は25℃) (1)ホルムアルデヒド100 μ g/(0.08ppm)以下 (2)トルエン260 μ g/(0.07ppm)以下 (3)キシレン870 μ g/(0.20ppm)以下 (4)エチルベンゼン3800 μ g/(0.88ppm)以下 (5)スチレン220 μ g/(0.05ppm)以下 ⑦ 報告書 建築物概要、測定箇所概要(仕上げ材データー)、試料採取日の気温・湿度の測定記録、検査結果、写真等を報告書にまとめ提出すること。 ⑧ 判定基準値を超えた場合 換気を励行するとともに、その発生原因を究明し汚染物質の発生を低くするなど適切な措置を講じ、再度測定する。

	項 目	特 記 事 項
共通事項	7. その他 ・光熱水料 ・事故報告 ・騒音・振動対策 ・排出ガス対策型 ・建設機械	・建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、施工者が負担する。 ・工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに法人担当者に通報するとともに、事故発生報告書を速やかに提出すること。 ・「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 ・排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・(対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW))
	8. 建物寸法等	・建物寸法は、別紙参考図の寸法とする、原則変更は認めない。 但し、建築基準法、条例等関係法令で、決められているものは、法等の寸法による。
仮設工事	1. 足場その他	・枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」(厚生労働省 平成15年4月)によるものとする。
	2. 建設現場標識等	・仮囲い等を設け、関係者以外が容易に作業範囲内に入れないよう措置を講ずること。
	3. その他	・建物建設時に周囲の工作物等に損傷を与えないように養生をして行うこと、損傷を与えた場合は、本市担当者の指示により施工者の負担により復旧すること。
土工事	1. 建設発生日等の処理	・処分にあたっては、関係法令等に従い、適正に処理する。
	2. 原状復旧	・敷地内の敷均し(良質土のみ)の場合も、法人担当者と打合せの上行うこと。 ・参考図に指示がある場合は、それに従う。 ・原状と同じ工法で復旧すること。 ・表層土以外は、根切り土の中の良質土又は、山砂の類により後日沈下しないよう水締め、締め固め用器機による締め固めを行うこと。 ・復旧にあたっては、水溜まり等、雨水排水に支障のないよう敷き均すこと。 ・後日水溜まり、凹凸沈下等不備が認められる時は、再度復旧の措置を早急に行うこと。 ・根切り部分から周囲幅2m以上かつ不備と認められる範囲(車両進入路、作業範囲内等工事で使用した部分等)ば、水はけよくを行う。 ・以上、法人担当者と十分打合せを行い、復旧前後・復旧工程が確実に確認出来る写真を提出すること。
基礎工事	1. 基礎	・鉄筋コンクリート造布基礎
	2. 使用材料	・JIS規格品とする。(コンクリート、鉄筋その他主要な材料)
	3. その他	・構造等(基礎、上部躯体、材料強度)は、地盤調査書を元に一級建築士が計算等により安全であることを確認すること。 又、その計算書を提出すること。
内装工事	1. 材料	・床仕上 別紙参考図どおりとする。 ・壁 別紙参考図どおりとする。 ・合板 新しい製品を使用する場合は、出荷証明書を提出し当法人担当者の許可を得ること。 仕上げ材、接着剤等のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆
	2. 施工	・壁 別紙参考図どおりとする。 入所者の生活空間の出隅部分は、必ず総べて大きく丸面をとること。 洗濯物干し(未使用時格納できるもの)を設置すること。取付位置については、法人担当者と相談のこと。 ・玄関 別紙参考図通りとする。扉の鍵は両面で2箇所ずつ(合鍵6組)とする。 ・非常出口 別紙参考図通りとする。扉の鍵は防犯用サムターンとし両面で2箇所ずつ(合鍵6組)とする。 ・室内扉 扉の鍵は両面で1箇所(合鍵3組)とする。 ・庇 別紙参考図通りとする。 ・トイレ 別紙参考図と同数設置する。 ・手摺 入所者の昇降に十分配慮した高さに設置すること。2階の窓には転落防止用の手摺を設置すること。 ・掲示板 ラワン合板 ・ ラワン合板下地掲示板用シート貼りとのこと。 ・階段室 階段面に滑り止め防止の措置を講じること。また入所者が安全に使用出来るよう、手摺を設置すること。 ・室名札 事務室、トイレ、収納には室名札を取付ける事。詳細は、法人担当者と打ち合わせること。
	3. その他	・入所者の触れる範囲については面取りを行う等、事故・怪我等起こりにくい配慮を十分に行うこと。

	項 目	特 記 事 項
ユニットその他の工事	1. 網戸 2. 居室出入口扉 3. 備品その他	・ 外部に面する窓、全てに設置すること。また、網戸には破れ防止の対策を講ずること。 ・ 鎌錠を1箇所(H1300の位置)取付けること。(合鍵は各3本とする。) ・ 事務室 別紙参考図どおりとする。 ・ 玄関 別紙参考図どおりとする。大人15名程度の下足棚を設けること。 ・ ハンズフリーカラーテレビドアホンセットのカメラ付玄関子機については、広角レンズ搭載とすること。 ・ 手洗い 原則として、別紙参考図どおりとする。化粧板の下部に収納スペース(扉付き)を設けること。 流し ・ キッチン IHコンロ、食洗器、流し上部、下部に収納スペース(扉付き)を設けること。 ・ トイレ 別紙参考図どおりとする。便房(大便器)には手摺を設置し、鉄筋又は鉄骨に溶接すること。便房(大便器)の便器は腰掛便器(ウォシュレット一体型)とすること。また、紙巻器(2連)とタオルかけを設置すること。 手洗器は自動水栓とすること。 ・ 収納 別紙参考図どおりとする。 ・ 脱衣室 洗濯・脱衣室には脱衣用ロッカー(扉なし)を設けること。 室内干しできる器具を設けること。 ・ 4. 建具、ガラス等 ・ カーテン・レースカーテンについては、防炎の対策を講じること。 ・ 関連法規等に従って、必要な窓、出入り口は網入りガラスとする。(型、トーマーの別は、法人担当者と打合わせすること。) その他は、屋外に面するガラスについては二重ロックとすること。また、ゆび詰め防止策を講ずること。
	1. 2. 新設フェンス 3. その他	・ 別紙参考図どおりとする。 ・ 既存フェンスと同様の仕上げとする。 ・ 室外機設置場所については、市担当者と相談の上決定すること。また、室外機には安全のためカバーを取り付けること。 材質については法人担当者と相談の上決定すること。 ・ 駐車場スペースに設置するスロープと上記の部分との取り合いについては、隙間、溝などが発生しないようにすること。 ・ 以上の点および、参考図にかかる全ての外構工事は、本工事に含む。
機械設備工事	1. 換気設備 2. 排水設備 3. 冷暖房設備	・ 別紙参考図により、全熱交換器を能力的に必要な数を設置すること。 ・ 排水設備は、「市営時之島住宅3期棟合併浄化槽」へ接続すること。 ・ 別紙参考図により、必要な数を設置すること。
電気設備工事	1. 配線・配管工事 2. 照明器具 3. 消防用設備	・ 電源は敷地外より引きこむこととする。 ・ 冷暖房機器、コンセント、照明器具等の配線、配管工事を行う。(別紙参考図のとおり) ・ コンセントについては、すべて100Vとする。 ・ 冷暖房機器のスイッチは、各機ごとに操作出来るように設置すること。 ・ 弱電設備(TV、TEL)等の配線、配管工事を行う。(別紙参考図のとおり) また、事務室へはインターネット使用に対応した配管とすること。 ・ テレビアンテナを設置し、テレビ配線工事は、地上デジタル放送対応のケーブル、分配器等を使用すること。 ・ 防犯カメラ設置工事(2か所)については、法人担当者と打合せの上行うこと。 ・ 電話線工事については、引き込み工事と屋内配線、室内の配管出口までの接続を一括して行うこと。 LAN配管工事については、法人担当者と打合せの上行うこと。 ・ 2. 照明器具 ・ 照明は全てLEDとし別紙参考図により設置すること。 飛散防止膜付蛍光灯の埋込カバーについては、プレールーム、廊下、階段室で種類(型等)を統一すること。 ・ 3. 消防用設備 ・ 消防法等関係法令に従い設置すること。又これに伴い必要な消防器機等の新設を行うこと。 ・ 非常警報設備を別紙参考図により設置すること。 ・ 消火器については、壁面全埋め込みタイプのものを設置すること。
他の	1. 火災等事故に対する措置等 2. 変更等の承諾 3. 完成後の清掃 4. 造成工事	・ 工事期間中及び賃貸借期間中の火災、及び第三者に与えた障害等に対処出来るよう、保険等に参加するなど、事故等が起きても十分対処出来るようにしておくこと。 ・ 本特記仕様書、別紙参考図の示す建物本体の仕様、設置・取付け備品等の変更は、施工前に本市担当者の承諾を得ること。 ・ 完成後クリーニングを行い、市側へ建物の引渡しを行うこと。 ・ 造成工事の施工にあたっては、関係官庁等と充分打ち合わせし、法令・条例等に従い、必要な手続き・届け出を行い設計・施工すること。盛土の施工にあたっては、児童クラブ建物を建てる上で、必要な地盤強度を確保すること。
	項 目	特 記 事 項
		・ 擁壁の構造、及び設置は、法令・条例等にしたがって行うこと。

5.	その他	・ 図示・特記無きものは施工者の仕様とするが、事前に法人担当者に承諾を受けた上施工すること。又、図示がなくても、使用する上で必要なものは当契約のうちで施工する事。